

抗議書

(日本語訳文)

西松建設（株）代表取締役 近藤晴貞殿

私は康健といい、北京で弁護士をしている。西松建設信濃川中国人強制連行・強制労働被害者訴訟の原告・韓英林氏らの代理人を務めている。

2010年3月22日、韓英林氏ほか原告らは声明を発表し、即時、その声明文を貴社へ郵送した。

原告は「声明」の第二項において、明確に自分たちの意思を表明した。すなわち、もし、貴社がこの「和解条項」をもって、西松建設信濃川作業所の一部の中国人強制連行・強制労働被害者あるいはその遺族と調印を行うのであれば、和解対象となる信濃川作業所の中国人強制連行・強制労働被害者の人数および金額にわれわれを含めないこと、さらに「救済」としてのいわゆる「償い金」の総額から我々の相当額を差し引くことを明記するよう要求した。さもなければ、われわれの合法的な権利に対して更なる侵害が生じたものと見なす。我々は必ずや貴社の責任を追及する、と。

西松建設が原告らの正当な要求を全く無視し、強引に原告らを「和解」の枠に引きずり込んだことを、本日はじめて知った。従って、原告らを代表して貴社に抗議し、以下の通り要求する。

一、「確認事項」の中で、当該和解は和解を受け入れる人に対してのみ拘束力を持つと記されている。すなわち、和解条項の調印を行う時点までに探し出されていない被害者、あるいは受け入れの意志表明をしていない被害者に対しては拘束力がないことを意味する。

二、本年3月22日に声明を発表した原告らは、西松建設との交渉に携わってきた被害者代表である。また、その他の二名の中国人強制連行・強制労働被害者の遺族も、当事者の意志を受け継いで同声明に加わり、西松建設の誠

意のない和解条項を拒否する意志を既に表明した。彼らは、今回の西松建設との和解対象に自身らを含めないことを要求している。

このように、西松建設との間で和解条項が調印される前の段階で、すべての原告が明確に受け入れ拒否を表明したことから、「確認事項」が言及する対象に原告らが含まれないことは当然である。

三、西松建設が「確認事項」の解釈を口実に、原告らの意志に反して「和解条項」に原告らを強引に引きずり込もうとし、和解対象を「183人」と明記しようとしている。このやり方は、再び中国人を西松建設の強権下へ強制連行することを意味し、戦争中の中国人強制連行を再現するものではないか。

四、ここで、私は原告らを代表し、西松建設が直ちに上記の過誤を改めるよう厳正に要求する。中国人強制連行・強制労働被害者原告らの利益を引き続き侵害する行為のないよう要求する。

西松建設信濃川中国人強制連行・強制労働訴訟原告韓英林氏らの代理人

中国側代理人弁護士 康健

2010年4月19日